

亀山市告示第 58 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、これを告示する。

なお、「関係図面」は、亀山市産業建設部用地管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供する。

令和元年 9 月 13 日

亀山市長 櫻 井 義 之

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21703
- 3 路線名 御幸 4 号線
- 4 道路の区域

変更の区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	
東御幸町字嶋田 115 番 5 から東御幸町字嶋 田 115 番 7 まで	旧	73.60	最小	3.30
			最大	7.50
	新	73.60	最小	5.00
			最大	13.80